

一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会
役員候補者の選出および役員の選定等に
関する規程

規程 第7号
令和3年12月1日施行

一般社団法人 千葉県認知症介護指導者の会 役員候補者の選出および役員の選定等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人千葉県認知症介護指導者の会定款」（以下、「定款」という）第29条に規定する役員の選任について、その候補者の選出、及び役員の選定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の定数)

第2条 定款第28条に従い、役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 5名以上12名以内
 - (2) 監事 1名又は2名
- 2 選出する定数は、理事会で予め定める。

(役員候補者)

第3条 この規程において、役員候補者とは、社員総会における役員選任の対象候補者をいう。

- 2 本規程第5条第2項に規定する委員は、役員候補者になることはできない。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 定款第7条に規定する正会員は、役員候補者選出選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

第2章 選挙管理

(選挙管理委員会)

第5条 当法人は、社員総会に諮る役員候補者を選挙により選ぶため、その選挙の管理及び執行する機関として選挙管理委員会（以下「選管」という。）を置く。

- 2 選管の委員は2名とし、理事会の議を経て会長が指名するとともに、定款第58条に従い置かれた事務局によって選管を組織する。
- 3 委員は、互選により選管委員長を選出する。（委員長の職務）
- 4 委員長は選管を代表し、第9項の業務を統括する。尚、必要に応じて理事会に出席することができる。
- 5 委員の任期は、会長から指名を受けた時から、役員が選任される社員総会の終結の時までとする。
- 6 選管は、理事会と独立して運営する。
- 7 委員が役員候補者として立候補した場合は、当該委員は、委員を辞するものとする。
- 8 委員に欠員が生じたときは、第2項の方法に準じて欠員を補充する。
- 9 前項による委員の任期は、前任者の任期とする。

10 選管は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 選挙の告示
- (3) 立候補者の受付
- (4) 投票用紙の作成・配布・回収
- (5) 開票及び投票の有効・無効の判定
- (6) 選出者の告示
- (7) その他、選挙の執行管理に必要な事項

(選挙人名簿)

第6条 選管は、選挙告示前に選挙人名簿を作成し、必要に応じてこれを告示しなければならない。

(選挙の告示)

第7条 選管は、次の事項を当法人所定の様式（様式第1号）に明示し、投票日の15日前までに正会員に対し、告示する。

- (1) 立候補受付期間
- (2) 選出する役員候補者の定数
- (3) 投票受付期間（メールによる受理締切日）
- (4) 開票日
- (5) その他必要事項

2 前項に規定する告示は、原則としてメール配信により行う。

3 役員の任期満了による選挙（告示・投開票）は、その任期が終わる日（次期社員総会開催日）の1箇月前までに完了しなければならない

(立候補の届出)

第8条 役員候補者選出選挙に立候補する者（以下「立候補者」という。）は、前条の規定に基づく告示があった日から選挙期日の10日前までに、所定の立候補届（様式第2号）をメールにて選管に提出しなければならない。

(立候補の受付)

第9条 選管は、前条の届出を受けたときは、速やかにその内容を確認し、不備がないと認められた場合は立候補者に対して、立候補の受理をメールにて通知しなければならない。

(立候補の辞退)

第10条 立候補者は、立候補受付終了の前日までに、所定の立候補辞退届（様式第3号）をメールにて選管に提出することにより、立候補を辞退することができる。

(投票用紙の配布)

第11条 選管は、第6条に規定する選挙人名簿に登録されている正会員に対し、投票受付期間が開始される前日までに、所定の投票用紙（様式第4号）をメールにて送付する。

(投票)

第12条 投票は、次の要領で行う。

2 投票は無記名とし、立候補者の氏名が立候補受付順に記載された投票用紙に、選出を可とする者を改選定数以内で丸印を付し、当該投票用紙をメールにて選管に提出することにより行う。

ただし、次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 選出者の氏名に丸印以外のものが記載されたもの
- (3) 改選定数を超える数の丸印が記入されたもの
- (4) 投票受付期間内に投票しなかったもの
- (5) その他選管が無効と判定したもの

3 投票受付期間内に所定の投票用紙が選管に到着しない場合は、選挙を棄権したものとする。

(開票)

第13条 開票は、開票日に、選管の委員2名ならびに事務局が、WEB 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を使用し
て行う。

(当選の決定)

第14条 第12条の選挙の結果、役員候補者は、得票数の順に上位定数までの者を当選者とする。

2 定数に達する順位の者が複数のときは、会員歴の長い順とし、会員歴が同等の場合は、認知症介護指導者歴が長い者を当選人とする。

3 前項の規定によっても当選人が決まらないときは、籤による。

(無投票当選)

第15条 第8条に基づき立候補の届出があった役員候補者の数が、立候補締切日を経過したときにおいて、当該選挙における選出役員候補者の定数を超えない場合は、無投票当選とする。

(結果の告示)

第16条 選管委員長は、選挙の結果を当法人所定の様式（様式第5号）を用いて、正会員に告示しなければならない。

第3章 役員の選任

(理事会の交代)

第17条 当法人の理事会の交代は、当該年度の社員総会時に行う。

(理事の選任)

第18条 理事会は、第14条ならびに第15条により選出された役員候補者を、理事を選任する社員総会に理事候補者として諮る。

(監事の選任)

第19条 監事候補者は、理事会の推薦により、定款第29条第5項の規定に基づく者から選出され、監事を選任する社員総会において、監事候補者として諮る。

(欠員の補充)

第20条 理事が、定款に定める最小限の員数に満たなくなった場合は、役員候補者選出選挙の次点者をもって役員候補者とする。

2 次点者がなく、次回の役員候補者選出選挙まで1年以上あるときは、原則として補欠選挙を実施する。

3 前項に定める補欠選挙の方法は、本規程による役員候補者選出選挙の方法に準ずるものとする。

第4章 会長及び副会長、業務執行理事の選定

(会長及び副会長の選定)

第21条 会長及び副会長の選定は、定款第23条第1項第3号による社員総会で選任された新理事にて組織される理事会において、新理事を選挙人として会長及び副会長を互選で選定する。

(業務執行理事の選定)

第22条 業務執行理事は、定款第37条第2項にもとづき、新理事の中から会長の推薦により候補者を選出し、理事会で当該候補者を選定する。

第4章 雑則

(規則の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

(細目)

第24条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めるところによる。

附則

この細則は、令和3年12月1日から施行する。

[規程第7号] 様式第1号 (第7条)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会

役員候補者選出選挙の告示

令和〇年〇月〇日

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
正会員 各位

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
選挙管理委員会 委員長 ○ ○ ○ ○

役員候補者選出選挙を下記により告示します。各位、役員立候補へのご検討をお願いいたします。
なお、投票の方法は、当法人から正会員あてにメールにてお送りする投票用紙に記入し、投票（投票用紙をメールにて提出）していただきます。

記

1 立候補受付期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日迄

2 選出する役員候補者の定数

〇名

3 投票受付期間(メールによる受理締切日)

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日必着

4 開票日

令和〇年〇月〇日

5 その他必要事項

- (1) 立候補資格 定款第7条に規定する正会員
- (2) 立候補の届出 立候補受付期間内までに、所定の立候補届（様式第2号）をメールにて選挙管理委員会に提出する。
- (3) 立候補の辞退 立候補受付終了の前日までに、所定の立候補辞退届（様式第3号）をメールにて選挙管理委員会に提出する。

連絡・提出先メールアドレスと担当者名

(メールアドレス) ○○○○@○○○○

(担当者名) ○○○○

[規程第7号] 様式第2号 (第8条)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会

役員候補者 立候補届

私は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日に実施される一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会役員候補者選出選挙において、役員候補者として立候補いたします。

令和〇年〇月〇日

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
選挙管理委員会 委員長 様

立候補者氏名	
住所	〒

[規程第7号] 様式第3号 (第10条)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会

役員候補者 立候補辞退届

私は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日に実施される一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会役員候補者選出選挙において、役員候補者として立候補届を提出いたしましたが、都合により辞退いたします。

令和〇年〇月〇日

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
選挙管理委員会 委員長 様

立候補者氏名	
住所	〒

[規程第7号] 様式第4号 (第11条)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会

役員候補者選出選挙 投票用紙

投票受付期間(メールによる受理締切日) 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日必着		
選出する役員候補者の定数 〇名		
注意① 選出を可とする候補者については、その氏名の左横の欄に○をリストボックスから入力してください。		
注意② 選出を可とする候補者の人数(○を入力する数)は、「選出する役員候補者の定数」と同じ数にしてください(数を超えた場合は無効票となります)。		
○を 入力する欄	立候補者氏名	氏名ふりがな
空欄		

[規程第7号] 様式第5号 (第16条)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会

役員候補者選出選挙 当選者の告示

令和〇年〇月〇日

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
正会員 各位

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会
選挙管理委員会 委員長 ○ ○ ○ ○

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日に実施された一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会役員候補者選出選挙の当選者を下記により告示します。

記

当選者氏名	氏名ふりがな

次点者氏名	氏名ふりがな